江東区 病児・病後児保育事業のご案内

【令和6年度版】

病児・病後児保育事業とは

子育てと就労の両立支援の一環として、保育園等の保育施設に通っている乳幼児が、「病気」又は「病気の回復期等」により、普段通っている保育施設での集団保育が難しい時期に、区が委託する実施施設(病児・病後児対応型施設、病後児対応型施設)で一時的にお子様をお預かりする事業です。現在、3施設で実施しており、各施設では、保育士及び看護師がお子様の体調に合わせた保育を行います。

また、病児・病後児対応型施設について、医療機関併設型の「こどもみらい大島」及び医療機関連携型の「病児保育室フローレンス豊洲」では、「病気の急性期」でも医師の判断により受け入れ可能な場合があります。

実 施 施 設

病児・病後児保育室 「こどもみらい大島」

こどもみらい大島クリニック(院長 齋藤 勇)運営
大島6－1－4－112UR 大島六丁目団地4号棟内
電話 5628－2525(保育室直通)
FAX 5628－2528(保育室直通)

都営新宿線「大島駅」A2出口より徒歩2分
都バス亀24、亀21、草24系統「大島駅」バス停より徒歩2～5分

「病児保育室フローレンス豊洲」

WEBで利用予約できます。詳細はWEBページをご覧ください。

特定非営利活動法人フローレンス運営
豊洲5－5－1 豊洲シエルタワー1階
電話 3520－8868(保育室直通)
FAX 3520－8868(保育室直通)
WEB 予約 https://hoiku.net489.jp/florencetoyosu/hoiku.cgi/

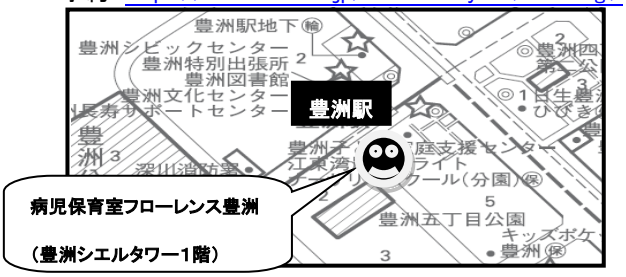

東京メトロ有楽町線、ゆりかもめ「豊洲駅」より徒歩1分
都バス海01、業10、錦13系統「豊洲駅前」バス停より徒歩1分

病後児保育室 「おひさま」

社会福祉法人 こうほうえん 新砂保育園 運営
新砂3－3－11
電話 5677－1725(保育室直通)
FAX 5677－1334(新砂保育園共通)
HP https://www.kohoen.jp/childcare/shinsuna/
WEB 予約 https://ohisama.rsvsys.jp

初回の方：電話予約のみです
(WEB 予約はご利用できません)
2 回目以降の方：WEB での予約もご利用できます。(離乳食、アレルギーの方を除く)
ログイン No.等は初回ご利用時にお渡しします。

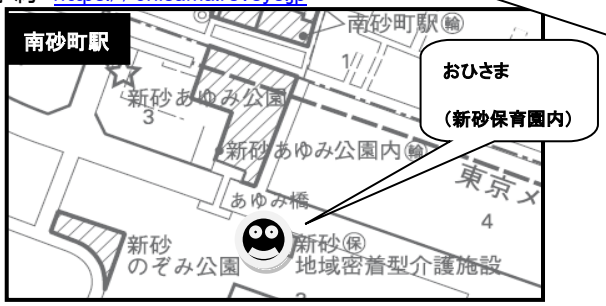

東京メトロ東西線「南砂町駅」より徒歩約3分
都バス錦22、亀23、陽20系統「新砂3丁目アパート」バス停より徒歩1分

病児・病後児対応型が2施設、病後児対応型が１施設で運営しているよ！

各施設の予約方法などは、3ページ目を確認してね！

お預かりできるお子様は…

江東区に住所を有し、認可保育園、認定こども園（入園時に、保育の必要性の認定（2号、3号の支給認定）を受けているお子様のみ）、小規模認可保育園、江東区の定期利用保育、家庭的保育事業等、認証保育所、家庭福祉員及び児童福祉法第 59 条の 2 に基づく届出を行っている認可外保育施設に月極めでお子様を預けている(※1)満 1 歳から就学前の乳幼児（※2）のうち、『入院治療の必要はないが、安静を必要とする状態』にあり、かつ『保護者が家庭で保育できないお子様』です。

（※1）一時保育の利用者は対象となりません。

（※2）こどもみらい大島では満7か月～1歳未満のお子様、病児保育室フローレンス豊洲では満6か月～1歳未満のお子様もお預かりしています。症状に加え、原則座位が可能なこと・寝返りができることがお預かりの要件になります。ただし、医師の判断により受け入れできない場合があります。

病児・病後児保育室を利用するには

病児・病後児保育室をご利用いただくには、区役所へ事前の登録が必要です。登録申請は随時受け付けておりますので、利用を希望される方は、下記の方法により登録手続きをお願いします（一度の登録で、保育施設を退所するまでどの施設でもご利用いただけます）。

1．利用登録申請書をご用意ください。申請書は以下の方法により配布しております。

江東区内の認可保育園、認定こども園、小規模認可保育園、定期利用保育、家庭的保育事業、認証保育所、家庭福祉員をご利用の方	⇨	各保育園、保育施設から申請書を受け取ってください。
区外の保育施設及び区内外を問わず児童福祉法第 59 条の 2 に基づく届出を行っている認可外保育施設をご利用の方	⇨	郵送いたしますので、保育支援課へご連絡をお願いいたします。

※江東区のホームページから印刷することも可能です。
ホーム⇒こども・教育⇒子育て支援⇒子育てサービス⇒病児・病後児保育（URL　https://www.city.koto.lg.jp/）

2．必要事項をご記入いただき、お通いの保育施設に施設証明欄を記入してもらいます。

①必要事項をご記入いただきましたら申請書の一番下に施設証明欄がありますので、現在通っている保育施設から月極めで通所していることの証明を受けて下さい(証明がない場合は受付できませんのでご注意下さい。)

②施設証明欄に証明を受けましたら、保育支援課保育サービス係までご郵送ください。登録が完了しましたら、利用登録証及び各施設の利用案内等を郵送でご自宅にお送りします。

※申請書を受け取ってから登録証をお送りするまでに、1～3週間程度お時間がかかります。至急ご利用される場合には仮登録ができます。実施施設に空き状況を確認の上、保育支援課保育サービス係までお電話ください。施設で仮登録が確認できた後に予約が可能になります（※病児保育室フローレンス豊洲は、江東区への登録（仮登録）の他、別途事前登録が必要です。また有明こどもクリニック受診後、予約が可能になります）。

3．利用したい日の前日に、施設に予約をします。

予約方法については、次ページ施設の概要をご覧ください。

★食事について

「おひさま」では新砂保育園の給食・おやつを無料で提供しています(離乳食・アレルギー食は、対応が難しい場合もありますので予約時にご相談下さい)。「こどもみらい大島」「病児保育室フローレンス豊洲」では昼食を持参していただきますが、こどもみらい大島ではご希望の方に有料にてレトルト食品やベビーフード等の提供が可能です。ただし、アレルギーをお持ちの方と 1 歳未満のお子さまは購入できません。冷凍母乳のお預かりはいたしません。

★主な持ち物について（施設ごとに異なります。詳細は、登録後に郵送いたします各施設の利用方法をご覧ください。）

江東区病児・病後児保育事業利用登録証、利用料（2,000 円）、利用申込書兼児童票（初日用初日利用時のみ）、医師連絡票（おひさまを利用の場合）、食品確認票（こどもみらい大島で1歳未満のお子様をお預けになる場合）、母子健康手帳、スーパーのビニール袋（汚れ物入れ）、紙おむつ・パンツ類、着替え（楽な服装。パジャマでも可）、バスタオル、ブランケット、昼食、おやつ、粉ミルク・哺乳瓶（必要な方）、主治医の処方薬・薬剤情報提供書（お持ちの方はご提出ください）、お口拭き　等

施設の概要

《お願い》同一日に複数施設の予約はご遠慮ください

1回につき7日を限度にご利用ください

	病児・病後児		病後児
	医療機関併設型	医療機関連携型	保育所併設型
	こどもみらい大島	フローレンス豊洲	おひさま
開所日時	祝祭日・年末年始・休診日を除く 月～金の午前9時から午後6時まで		祝祭日・年末年始を除く 月～金の午前8時から午後6時まで
定員	10名	4名	4名
	※お預かりするお子さん同士の感染が予想される場合には、利用定員に達していなくてもご利用できない場合があります。		
預かり年齢	満7か月～就学前の乳幼児	満6か月～就学前の乳幼児	満1歳～就学前の乳幼児
料金	1日1人2，000円 （お子様をお預けの際にお支払いいただきます。） ※生活保護世帯・住民税非課税世帯・所得税非課税世帯の方には減免制度があります。詳しくは区役所・HPで配布する江東区病児・病後児保育事業利用料助成のご案内をご覧ください。		
予約及び利用の方法			①かかりつけ医を受診し、『医師連絡票』（ホームページより入手可能）の記載を受けてください。※注
	②利用希望日の前日（前日が施設の閉室日の場合には利用当日の午前8時以降に電話予約をしてください。）の午前11時から午後6時の間に実施施設へ電話予約をしてください。予約は先着順です（隔離対象やその疑い病児については調整させていただくことがあります）。なお、定員に空きがある場合には、当日の予約でも利用可能な場合があります。	②利用希望日の前日（前日が施設のお休みの場合、また年始等の場合でも前日受付が可能です。）の午後3時からWEBにて予約ください。なお、予約前に有明こどもクリニック（有明院、豊洲院、勝どき院）を受診し、病児保育室医師連絡表（病児保育室フローレンス豊洲限定）を取得してください。予約は先着順です。なお、定員に空きがある場合には、当日の予約（電話予約可能）でも利用可能な場合があります。	②利用希望日の前日（前日が施設のお休みの場合には、その前日。また、年始、医院の夏季休暇明け初日等の場合は当日受付）の午前11時から午後6時の間に実施施設へ電話予約をしてください。予約は先着順です。なお、定員に空きがある場合には、当日の予約でも利用可能な場合があります。
	③指定された持ち物を持参し、午前8時30分にお越しください。医師の診察を受け、受入れ可能であると判断された場合のみ、ご利用いただけます。	③指定された持ち物を持参し、午前9時にお越しください。	③かかりつけ医に作成していただいた『医師連絡票』と指定された持ち物を持参し、午前8時以降にお越しください。『医師連絡票』及び当日のお子様の具合を看護師が確認し、受入れ可能であると判断された場合のみご利用いただけます。
キャンセルの方法	当日の午前8時までに必ずご連絡ください（閉所時間中は留守番電話対応）。	当日の午前8時30分までに必ずWEBでキャンセルの手続きを行ってください。	当日の午前8時までに必ずご連絡ください（閉所時間中は留守番電話対応）。
お預かりできる症状の範囲	**① 感冒、下痢おう吐症等、乳幼児が日常罹患する疾病** ⇒ 病気の初期から回復期まで、保育園等に連れて行けないようなとき。ただし、点滴などの治療が必要な場合は利用できません。 **② 水痘、風疹等の感染症の疾患（学校保健安全法施行規則第18条第1項第2号に規定があります。）** ⇒ 感染症予防のための隔離室があるため、感染症の病気であっても当面の症状の急変が認められない場合にはお預かりができます。ただし、麻しん（はしか）については、お預かりできません。 **③ 喘息等の慢性疾病** ⇒ 発作が収まっても、保育園等には連れて行けないようなとき。また軽症の発作があるため、保育園などには連れて行けないようなとき。 **④ 熱傷等の外傷性疾病** ⇒ 外傷はお預かりできません。 **⑤ その他、医師が利用可能と判断した病気** ⇒ 上記の症状でも、施設が受入れ困難と判断した場合には、利用をお断りする場合があります。 **★満1歳に満たない乳幼児の場合** ⇒ 上記の範囲で、かつ原則座位が可能なこと・寝返りができること。ただし、医師の判断により受け入れできない場合があります。	**① 感冒、下痢おう吐症等、乳幼児が日常罹患する疾病** ⇒ 病気の初期から回復期まで、保育園等に連れて行けないようなとき。ただし、点滴などの治療が必要な場合は利用できません。 **② 感染症の疾患（学校保健安全法施行規則第18条第1項第2号に規定があります。）** ⇒ 有明こどもクリニックがうつる心配がないと判断したとき。 ※水痘、麻しん（はしか）、結核、新型コロナウイルス感染症のお預かりはできません。 **③ 喘息等の慢性疾病** ⇒ 発作が収まっても、保育園等には連れて行けないようなとき。 **④ 熱傷等の外傷性疾病** ⇒ 症状が固定しても、保育園等には連れていけないようなとき。 **⑤ その他、医師が利用可能と判断した病気** ⇒ 上記の症状でも、施設が受入れ困難と判断した場合には、利用をお断りする場合があります。 **★満1歳に満たない乳幼児の場合** ⇒ 上記の範囲で、かつ原則座位が可能なこと・寝返りができること。ただし、医師の判断により受け入れできない場合があります。	**① 感冒、下痢おう吐症等、乳幼児が日常罹患する疾病** ⇒ 病気の回復期で、保育園等に連れて行けないようなとき。ただし、点滴などの治療が必要な場合、熱が高いとき、お う吐が治まっていないとき又は食事が摂れていないときは利用できません。 ご利用が可能であるかは、各施設へ直接お問い合わせください。 **② 喘息等の慢性疾病** ⇒ 発作が収まっても、保育園等には連れて行けないようなとき。 **③ 熱傷等の外傷性疾病** ⇒ 症状が固定しても、保育園等には連れていけないようなとき。 **④ その他、医師が利用可能と判断した病気** ⇒ 上記の症状でも、施設が受入れ困難と判断した場合には、利用をお断りする場合があります。

※注 医師連絡票（診療情報提供書）は、月1回に限り保険医療対象及び乳幼児医療費助成制度により自己負担は無料になります。同じ月に2回以上医師連絡票の作成を依頼した場合は、原則2回目以降は自己負担が発生いたします。また、都外の医療機関をご利用の場合は、自己負担が発生しますが、所定の手続により還付が受けられます。

申請書記載例

（記入漏れ、保育施設証明欄の証明のもらい忘れにご注意ください。）

別記第１号様式（第 13 条関係）

＊この枠内は記入しないで下さい	区役所決定欄 区役所登録日　令和　　年　　月　　日 登録番号

令和6年4月１日

江東区長　殿

書類を記載した日を記入してください。

江東区病児・病後児保育事業利用登録申請書

江東区病児・病後児保育事業の利用登録につい
おり申請いたします。
また、この登録内容を受託者に通知すること及
病名・保育料支払状況）の報告を受けることに同意

クラスが持ち上がる場合を含め、４月１日から保育施設に通う場合で３月中に申請する場合と、保育施設の内定段階で申請する場合には「今後通う予定の」欄に○をしてください。保育施設に通いはじめてから申請する場合には、「現在通っている」欄に○をしてください。

申請者（保護者）	〒135-0061 住所　江東区東陽４－１１－２８ 氏名　江東　太郎		自宅電話番号 (3647)9084 現在通っている ・ 今後通う予定の 保育施設名及び電話番号
ふりがな 児童名	生年月日	性別	
こうとう　いちろう 江東　　一郎	令和２年１月１日	男 ・ 女	江東区役所保育室 電話　(3647)9111

保護者等の緊急連絡先（確実に連絡がつくようにしておいてください）

連絡順位	ふりがな 氏　　名	続柄	連絡先及び電話番号	携帯電話番号
第一	こうとう　たろう 江東　　太郎	父	株式会社　○○商事 （3○○○）3○○○	080（8○○○）8○○○
第二	こうとう　はなこ 江東　　花子	母	○○工業 （4○○○）4○○○	090（8○○○）8○○○
第三	こうとう　じろう 江東　　次郎	祖父	祖父自宅 ○○○○（5○）5○○	

必ず施設の証明を受けて下さい。記載のないものは受け付けできません。

施設証明欄（必ず保育施設より証明を受けて下さい。）　　＊保育施設記入欄につき省略

※医師連絡票・申込書兼児童票（初日用）は、利用登録証をお送りする際に同封しております。
　また、区のホームページから印刷することも可能です。

※利用登録申請書は、区役所保育支援課保育サービス係へご郵送いただくか、区役所保育支援課保育サービス係又は豊洲特別出張所へ直接お持ちください。そのほかの出張所では受付できませんのでご注意ください。

申請書送付先・問い合わせ先

〒１３５－８３８３
江東区東陽４－１１－２８　江東区役所　こども未来部保育支援課保育サービス係
電話　３６４７－４９３４（直通）　ＦＡＸ　３６４７－９２９０